

委 託 仕 様 書

《委 託 名》

京都市立芸術大学施設保全業務委託

ただし，吸収式冷温水機定期点検保守業務委託

《契約期間》

令和4年4月1日 ～ 令和5年9月30日

公立大学法人京都市立芸術大学

第1 [趣 旨]

この仕様書は、「京都市立芸術大学施設保全業務委託 ただし、吸収式冷温水機定期点検保守業務委託」の委託契約書に基づく仕様書である。

第2 [用語の定義]

- 1 この仕様書において使用する用語は、委託契約書において使用する用語の例による。
- 2 委託契約書及びこの仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。
 - (1)点検とは、測定器具の使用又は目視等により吸収式冷温水機の機能状態及び損耗の程度を調査し、その良否を判断することをいう。
 - (2)保守とは、消耗部品及び材料の取り替え、ネジの増し締め、注油等の設置並びに機能回復、耐久性の確保を図るための塵埃、汚れの除去をいう。
 - (3)修繕とは、吸収式冷温水機の損耗部分を当初の機能に近づける措置をいう。
 - (4)修理とは、修繕のうち軽微なものをいう。
 - (5)清掃とは、塵埃及び汚れの除去をいう。
 - (6)監督員とは、法人が定める京都市立芸術大学に所属する職員をいう。
 - (7)検査員とは、法人が定める京都市立芸術大学に所属する職員をいう。
 - (8)この仕様書において、甲は公立大学法人京都市立芸術大学、乙は業務の受託者とする。

第3 [委託する事項]

甲は、乙に対し、吸収式冷温水機の保全業務について、次の事項を委託する。

- 1 定期点検、保守業務に関すること。
- 2 軽易な修理に関すること。
- 3 事故その他の異常時における応急措置に関すること。
- 4 災害その他の非常時における応急措置に関すること。

第4 [委託する吸収式冷温水機]

委託する吸収式冷温水機は、京都市立芸術大学に設ける吸収式冷温水機で次の各号に掲げるものとする。

- | | | |
|-------|---------------------------|----------------------------------|
| 1 | 吸収式冷温水機（設備棟） | 2 基 |
| (1)型式 | T S A－A U W－1 8 0 E 1 G L | |
| (2)能力 | 冷房 | 1 8 0 U S R T（6 3 3 k W） |
| | 暖房 | 4 5 6，0 0 0 k c a l／時（5 3 0 k W） |
| 2 | 吸収式冷温水機（大学会館） | 1 基 |
| (1)型式 | S U W－E L－5 0 P B | |

(2)能力 冷房 50USRT (176kW)
 暖房 181, 440kcal/時 (211kW)

第5 「実施方法」

- 1 乙は、第3及び第4に規定する事項を、この仕様書及び吸収式冷温水機の保全に関するものの法令に基づき、誠実に行わなければならない。
- 2 乙は、前項の業務の処理に関し、次の各号により実施しなければならない。
- (1) 次のア、イ及びウのいずれにも該当することにより、乙の雇用する従事者の労働力を自ら直接利用するものであること。
- ア 次のいずれにも該当することにより、業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。
- (ア) 従事者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。
- (イ) 従事者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと。
- イ 次のいずれにも該当することにより、労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。
- (ア) 従事者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理を自ら行うこと。
- (イ) 従事者の労働時間を延長する場合又は従事者を休日に労働させる場合における指示その他の管理を自ら行うこと。
- ウ 次のいずれにも該当することにより、企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。
- (ア) 従事者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと。
- (イ) 従事者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。
- (2) 次のア、イ及びウのいずれにも該当することにより、委託契約により請負った業務を自己の業務として、甲から独立して処理するものであること。
- ア 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。
- イ 業務の処理について、民法、商法、その他の法律に規定された事業主としての全ての責任を負うこと。
- ウ 自ら行う企画、又は自己の有する専門的な技術、若しくは経験に基づいて業務を処理するものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

第6 [委託料]

委託料は、6箇月ごとに分割した委託料の3分の1を、半年ごとに、当該期間の業務完了後に支払うものとする。端数調整が必要な場合は、最初の期間で行う。その他の期

間は均等払いとする。

第7 [一般事項]

- 1 乙は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と協議する。
- 2 乙は、仕様書によることが困難又は不都合な場合、監督員と協議する。
- 3 乙は、業務の実施に伴い発生する廃材、塵、廃油その他の発生材をすべて構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

第8 [業務主任]

- 1 乙は、業務の技術上の管理を司る者（以下「業務主任」という。）を定める。
- 2 業務主任は、次の各号に該当する資格要件を有する者とする。
 - (1) 吸収式冷温水機の保全に関し、担当の経験を有し、かつ、熟知した者
 - (2) 吸収式冷温水機の構造に関し、熟知した者
- 3 業務主任は、この契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、この契約に基づく乙の一切の権限（委託料の変更、委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することが出来る。
- 4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務主任に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に対して文書で通知する。
- 5 乙は、甲に対して、業務主任の氏名を文書で通知する。

第9 [業務従事者]

- 1 乙は、業務の実施に必要な業務従事者（業務主任を含む。以下同じ。）を定期的に必要人数配置する。
- 2 乙は、業務従事者に次の各号に掲げる要件を具備させる。
 - (1) 吸収式冷温水機の保全に関する相当の経験及び熟知
 - (2) 吸収式冷温水機の構造に関する熟知
- 3 乙は、業務従事者について、労働安全衛生法に規定する安全教育等を履修させる。

第10 [業務管理]

- 1 業務現場における業務の安全衛生に関する管理は、業務主任が責任者となり関係法令に従ってこれを行う。
- 2 乙は、業務現場における委託業務に関し、整理整頓を行い、必要に応じ保安設備を設ける等の措置を講じ事故の防止に努める。
- 3 乙は、業務の実施に伴う災害及び公害の防止について関係法令に従い適切に処置す

る。

- 4 乙は、業務の実施により、機器等で汚染又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行う。
- 5 乙は、業務の完了及び部分完了に際しては、当該業務に関する部分の後片付けを行う。

第 1 1 [日程表等]

- 1 乙は、業務の着手に先だち、年間業務日程表及び業務の記録様式、見本等を作成し、監督員に報告する。
- 2 乙は、年間業務日程表に変更の必要を生じ、その内容が重要な場合は、変更年間業務日程表を速やかに作成し、監督員に報告する。

第 1 2 [業務内容]

- 1 定期点検、保守業務等は、別紙第 1 に示すところを標準として行うほか、その他、吸収式冷温水機の保全に必要とされる業務を行う。
- 2 その他の業務は、次の各号による。
 - (1)定期点検、保守業務の結果、修理が必要と思われるときで、その内容が軽易である場合は、材工共に乙の負担において修理を行う。
 - (2)事故その他の、異常時において甲から通知があった場合は、適切な処置を講じるとし、その旨を監督員に報告する。
 - (3)災害その他の、非常時において甲から通知があった場合は、適切な処置を講じるとし、その旨を監督員に報告する。

第 1 3 [業務の実施]

- 1 乙は、業務の実施に先立ち吸収式冷温水機の現況及び仕様書に基づく業務内容を業務従事者に、周知徹底する。
- 2 業務の実施は、仕様書及び監督員に報告した年間業務日程表、記録様式、見本等に従って行い、かつ、必要な記録をする。
- 3 業務実施中、異常を認めた時で、緊急を要する場合は、速やかに監督員に報告する。
- 4 点検等の実施中においては、鍵、開閉器、照明用スイッチ等を確認する。

第 1 4 [業務の報告]

記録文書は、点検等のつど提出する。

第 1 5 [検査]

- 1 乙は、委託業務が最終完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。

- 2 前項の規定により難い場合は,検査員の指示により,中間検査とすることが出来る。

[別紙第 1]

1 吸収式冷温水機（設備棟）保守点検 標準業務内容

(1) 冷房インシーズン切替点検

- ア 燃焼装置及びガス漏れ点検
- イ 安全保護装置点検
- ウ 付帯設備の切替の確認
- エ 本体関係及び操作盤内切替
- オ 抽気関係の点検
- カ 運転調整及びデータ採取

(2) 冷房オンシーズン点検

- ア 燃焼装置点検及び排ガス分析
- イ 安全保護装置点検
- ウ 抽気関係点検
- エ 運転調整及びデータ採取

(3) 冷房オフシーズン点検

- ア 冷媒ポンプ開放点検
- イ 吸収液ポンプ開放点検
- ウ 冷却水系統カバー開放点検
- エ 燃焼関係煙室カバー開放点検
- オ 各部品外観検査

(4) 暖房インシーズン切替点検

- ア 暖房切替操作
- イ 燃焼装置及びガス漏れ点検
- ウ 排ガス分析
- エ 安全保護装置点検
- オ 抽気関係の点検
- カ 運転調整及びデータ採取

(5) 暖房オンシーズン点検

- ア 燃焼関係点検及び「大気汚染防止法第 16 条」の規定に基づくばい煙量等の測定
- イ 安全保護装置点検
- ウ 抽気関係の点検
- エ 運転調整及びデータ採取

(6) 暖房オフシーズン点検

- ア 燃焼関係点検
- イ 吸収液サンプリング分析

ウ 真空保持状況の点検

エ 抽気関係の点検

(7) 冷却水系統ブラッシング洗浄（1回／年）

吸収器及び凝縮器内とする。洗浄薬品，薬注ポンプ用防錆防菌薬剤を年間必要量納入のこと。

2 吸収式冷温水機（大学会館）保守点検 標準業務内容

(1) 冷房インシーズン切替点検

ア 燃焼装置点検

イ 安全保護装置点検

ウ 付帯設備切替済の確認

エ 本体及び操作盤内切替

オ 冷温水，冷却水ポンプ点検

カ 冷却塔点検，清掃

キ 抽気ポンプ持参による抽気作業

ク 運転調整データ採取

(2) 冷房オンシーズン点検

ア 燃焼装置点検

イ 安全保護装置点検

ウ 抽気ポンプ持参による抽気作業

エ 冷温水，冷却水ポンプ点検

オ 冷却塔点検

カ 運転調整データ採取

(3) 暖房インシーズン切替点検

ア 燃焼装置点検

イ 安全保護装置点検

ウ 付帯設備切替済の確認

エ 本体及び操作盤内切替

オ 冷温水ポンプ点検

カ 抽気ポンプ持参による抽気作業

キ 運転調整データ採取

(4) 暖房オンシーズン点検

ア 燃焼装置点検

イ 安全保護装置点検

ウ 抽気ポンプ持参による抽気作業

エ 冷温水ポンプ点検

オ 運転調整データ採取

(5)冷却水系統の薬品洗浄（1回／年）

中性薬品による洗浄を行う。洗浄薬品，薬注ポンプ用防錆防菌薬剤を年間必要量納入のこと。